

日本臨床皮膚外科学会 認定・専門医制度施行細則

2010年7月11日一部改訂

2011年12月18日一部改訂

第1章 総則

- 第1条 この制度は、皮膚外科に関する医学の進歩を促し、皮膚外科医療の水準を向上させ、国民の福祉に貢献することを目的とする。
- 第2条 日本臨床皮膚外科学会は、前条の目的を達成するため、この規則により日本臨床皮膚外科学会認定医・専門医を認定する。
- 第3条 日本臨床皮膚外科学会認定医・専門医制度による資格認定は、本学会の認定医・専門医制度規則に定められたことのほかは、この施行細則による。
- 第4条 本認定医・専門医制度規則の資格認定業務は、本学会認定医・専門医制度事務局にて取り扱う。

第2章 認定制度を運用する機関

- 1) 日本臨床皮膚外科学会は、認定制度の運用に当たって認定医専門医認定委員会を設置する。
- 2) 認定委員会は、認定医・専門医認定の運用全般についての管理を行い、本制度の運用に当たって生じた疑義を処理するとともに、認定医・専門医の認定審査と更新審査を行う。

第3章 日本臨床皮膚外科学会認定医・専門医の認定

認定医・専門医の認定を申請する者は、次の各項目に定める資格をすべて具備していなければならない

- 1) 日本国の医師免許を有すること
- 2) 申請時において日本臨床皮膚外科学会会員であること、学会費を納めていること
- 3) 通算3年以上の皮膚科学会、形成外科学会の認定施設において臨床研修を行い、必要な経験と学識技術とを修得していると認められること。ただしその他の施設での研修の場合、認定医委員会にて審査をおこなう。
- 4) 認定・専門医認定証の交付を受ける者は、別に定める認定登録料を納付しなければならない。
- 5) 認定証の有効期限は交付の日より5年とする。
- 6) 認定医・専門医認定委員会は、審査結果を理事長に報告する。

第4章 認定医・専門医申請書

- 1) 認定医・専門医申請書（別に定める）
- 2) 履歴書（別に定める）
- 3) 日本臨床皮膚外科学会理事・評議員の推薦書（別に定める）
- 4) 日本医師免許証（写）
- 5) 専門医申請者の場合皮膚科専門医認定書、形成外科専門医認定書（写）
- 6) 日本臨床皮膚外科学会学術大会参加証あるいはそれを証明する記録（2枚・コピー）

第5章 審査料および登録料

- 1) 審査料は、次の如くである。

認定医審査料 20,000 円	専門医審査料 20,000 円
-----------------	-----------------
- 2) 登録料は、次の如くである。

認定医登録料 20,000 円	専門医登録料 30,000 円
-----------------	-----------------

第6章 申請の時期および申請先

- 1) 認定医・専門医認定委員会は、申請する時期、その他について、3カ月前に告示する
- 2) 申請先および手数料送金先 日本臨床皮膚外科学会
- 3) すべての審査はその年内に完了しなければならない。

第7章 付則

- 1) この細則は、平成16年12月12日より施行し、平成17年12月12日に改定
- 2) この細則は、認定医・専門医認定委員会の議決を経て、理事会の承認を得なければ変更できない。
- 3) この細則の実施に関して生ずる疑義については、認定医・専門医認定委員会の審議によって決定するものである。

第8章 日本臨床皮膚外科学会認定医・専門医更新

日本臨床皮膚外科学会認定医・専門医更新対象者の氏名を更新の前年度に公示する。

- 1) 日本臨床皮膚外科学会認定医更新
以下の5項目を満たしていることが必要
 1. 日本臨床皮膚外科学会の会員であること
 2. 定められた会費を滞らずに納めていること
 3. 日本皮膚科学会, 日本形成外科学会の会員であることが望ましい
 4. 本学会における更新プログラム点数（下記に定める）5年間で40点以上を有すること。（別表A参照）
 5. 日本臨床皮膚外科学会学術集会上に2回以上参加していること。もしくは日本臨床皮膚外科学会主催の教育セミナーに2回以上参加していること
- 2) 日本臨床皮膚外科学会専門医更新
以下の5項目を満たしていることが必要。
 1. 日本臨床皮膚外科学会の会員であること。
 2. 定められた会費を滞らずに納めていること。
 3. 日本皮膚科学会または日本形成外科学会専門医であること。
 4. 本学会における更新プログラム点数（下記に定める）5年間で40点以上を有すること。（別表A参照）
 5. 日本臨床皮膚外科学会学術集会上に2回以上参加していること。もしくは日本臨床皮膚外科学会主催の教育セミナーに2回以上参加していること

3) 更新留保

上記更新の条件に満たない場合2年間を限度として、更新を留保することができる。

1. 留保の期間は、認定医・専門医の資格は停止される。
2. 留保期間をすぎても更新されない場合、資格は損失する。

【更新プログラム点数】

【別表A】

参加点数	点数	発表・執筆等点数	点数
1. 日本臨床皮膚外科学会学術大会	10点	1. 日本臨床皮膚外科学会学術大会発表	筆頭10点 共同 5点
2. 日本臨床皮膚外科学会主催セミナー	10点	2. Skin Surgery投稿	筆頭15点 共同 8点
3. 日本皮膚科学会総会、日本形成外科学会総会	5点	3. 日本皮膚科学会総会、日本形成外科学会総会	筆頭 5点 共同 3点
4. その他、委員会が、認めた関連学会 ※ 提出された参加証等にてその都度委員会において判断を行います。※	3点	4. 皮膚外科学に関する論文	筆頭 8点 共同 3点